

福祉文教常任委員会議事録

(令和5年9月25日)

福祉文教常任委員会議事録

- 1 日 時 令和5年9月25日(月) 午後 2時35分 開会
- 2 場 所 太子町議会全員協議会室
- 3 出席委員 委員長 辻本 博之 副委員長 斧田 秀明
委員 建石 良明 西田いく子
藤井千代美 森田 忠彦
村井 浩二 辻本 馨
中村 直幸
議長 山田 強
- 4 欠席委員 _____
- 5 説明員 町 長 田中 祐二 健康福祉部長 子安 逸二
副町長 齋藤 健吾 教育次長 池田 貴則
教育長 中道 雅夫 秘書政策課長 西本 武史
政策総務部長 小角 孝彦 企画担当課長 小泉 大吾
まちづくり推進部長 村上 正規 保険医療課長 松岡 健一
- 6 議会事務局 事務局長 正野 正 書記 木下 雄平
- 7 傍聴者 _____
- 8 会議に付した事件
(1) 議案第29号 太子町国民健康保険条例中改正の件

午後 2時35分 開 会

○辻本（博）委員長 皆さん、本日、福祉文教常任委員会を開催させていただきましたところ、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

会議に先立ちまして、町長より挨拶を受けます。

○田中町長 委員の皆様方には、本会議一般質問で大変お疲れのところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

福祉文教常任委員会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

さて、本委員会に追加で付託された案件でございますが、条例案といたしまして、議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件の1件、予算案としまして、議案第31号、令和5年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の1件、以上合わせまして、2件の議案でございます。

何とぞよろしくご審議をいただき、ご議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会のご挨拶とさせていただきます。

○辻本（博）委員長 本日は全員出席していただいておりますので、本会は成立いたしました。

よって、これより委員会を開会いたします。

直ちに会議に入ります。

本日、本委員会に付託されました案件は、条例案件1件でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件、これを議題といたします。

本件について説明を求めます。

○松岡保険医療課長 議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件について、内容のご説明を申し上げます。

本改正は、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険等の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、太子町国民健康保険条例に所要の改正を行うものでございます。

改正の内容でございますが、国民健康保険被保険者の産前産後の一定の期間について所得割及び均等割を減額するものでございます。

それでは、新旧対照表をお願いします。

5頁になります。

第10条の2の改正は、国民健康保険法施行令の政令番号が漏れておりましたので追記するものでございます。

第10条の3は、後ほどご説明させていただきますが、第20条の5を新設するために本町条例に追記するものでございます。

次に、6頁になります。

第10条の3、第2号エは、上位法令である国民健康保険法が改正されたため、新たに条文が追加され、本町条例についても追記するものでございます。

第12条は、地方税法の改正に伴い、条ずれが生じたために改正するものでございます。

次に、8頁になります。

第14条の6の2は、第20条の5を新設するために、本町条例に追記するものでございます。

次に、9頁になります。

第14条の6の2、第2号イは、上位法令である国民健康保険法が改正され、新たに条文が追加されたため、本町条例についても追記するものでございます。

次に、第14条の7は、先ほどの第14条の6の2と同内容の改正になっております。

次に、10頁になります。

第20条の2は、第12条と同様に、地方税法の改正に伴い、条ずれが生じたために改正するものでございます。

次に、12頁になります。

第20条の4は、保険料額から保険料率に文言を修正するものでございます。

次に、13頁になります。

第20条の5は、今回新たに追加される条で、出産被保険者の保険料の減額となっております。

改正の内容でございますが、出産する国民健康保険被保険者の保険料について、単胎、つまり1人の子どもであれば、出産の日を含めて1か月前から翌々月である4か月間について、所得割の全額と均等割の全額を減額するもので、多胎、双子以上の場合は出産の日を含めて3か月前から翌々月までの6か月間、保険料を減額するものでございます。

3頁進んでいただきまして、16頁の第25条の4になります。

これも新設の条でございますが、出産被保険者に係る届出に係る内容、添付書類など必要な事項を規定しております。

次に、改正条例の下の附則でございます。

4頁になります。

附則第1条は施行期日で、本条例は令和6年1月1日から施行することとしております。

次に、第2条は、令和5年12月以前に係る保険料は、なお従前によるものとしております。

議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件についての説明は以上でございます。何とぞよろしくご審議の上、ご議決賜りますようお願い申し上げます。

○辻本（博）委員長 ただいま、説明がありました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

○西田委員 これ、令和6年1月1日に生まれたら、前、後ろ、12、1、2、3の4か月になるの。どこから始まるの。

○松岡保険医療課長 1月1日基準ですので、その前の月と言えば12月ですよ。12月、1月、2月、3月までの4か月が相当すると。

ただ、双子の場合でしたら、3か月前になるので、1月、12月、11月からかな。11月、12月、1月。あと、2月、3月、1、2、3の6か月間が一応保険料免除の対象期間になるということで、今手元にある資料では、令和5年11月以降に出産する予定の被保険者からということになっております。

○西田委員 そしたら、これは何人分の予算とかになるんですか。

○松岡保険医療課長 一応5名分見ております。

ただ、太子町の国民健康保険の被保険者の年間の出産の件数を見ると、1年間で4年度が7件、3年度が6件、2年度に関しては4件ということで、2桁に行かないような状態ですけども、その中で一応5名ぐらいということですね。出産についてはそういう形。

○辻本（博）委員長 ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○辻本（博）委員長 ないようでございますので、質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ないようでございますので、討論を終わります。

お諮りいたします。

議案第29号を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○辻本(博)委員長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第29号、太子町国民健康保険条例中改正の件は、原案どおり可決することに決しました。

以上で、本日の審議事項は全て終了いたしました。

これにて委員会を散会させていただきます。

次回は、明日26日、予算常任委員会終了後に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

本日はお疲れさまでした。

午後 2時43分 散 会

太子町議会委員会条例第27条第1項の規定によりここに署名する。

福祉文教常任委員長 辻 本 博 之